

令和3年3月市議会定例会

消 防 局

議案説明資料 (当初予算分)

目 次

【予算案件】

- | | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 令和3年度消防局所管予算(案)総括表 | 1頁 |
| 2 | 救急高度化整備事業について
(職員研修費) | 2頁 |
| 3 | 消防団活性化事業について
(分団運営活動費) | 3頁 |
| 4 | 富山消防署南部出張所改築事業について
(消防施設整備事業費) | 4頁 |
| 5 | 分団器具置場の改築事業について
(消防施設整備事業費) | 5頁 |
| 6 | 施設等改修修繕事業について
(消防施設整備事業費) | 6頁 |
| 7 | 消防水利整備事業について
(消防水利整備事業費) | 7頁 |
| 8 | 消防車両等購入整備事業について
(消防車両等整備事業費) | 8頁 |

【条例案件】

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| 9 | 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件 | 9、10頁 |
|---|-------------------------|-------|

【その他の議決案件】

- | | | |
|----|-------------------------|-----|
| 10 | 財産の無償譲渡の件
(愛宕町二丁目地内) | 11頁 |
| 11 | 財産の無償譲渡の件
(婦中町千里地内) | 12頁 |

1 令和3年度 消防局所管予算(案)総括表

【一般会計】

(単位：千円、%)

区分 予算科目 (款・項・目)	令和3年度 当初予算(案) A	令和2年度 当初予算 B	対前年度比較	
			増減額 A-B	増減率 A/B
消防局 合計	4,487,733	5,207,994	△720,261	86.2
(款9) 消防費	4,487,733	5,207,994	△720,261	86.2
(項1) 消防費	4,487,733	5,207,994	△720,261	86.2
(目1) 常備消防費	3,797,012	3,737,753	59,259	101.6
(目2) 非常備消防費	361,807	361,228	579	100.2
(目3) 消防施設費	328,914	1,109,013	△780,099	29.7

【職員研修費】

2 救急高度化整備事業について

[消防局総務課]

(1) 予算額 6,965千円

〔 財源内訳 一般財源 6,965千円 〕

(2) 事業目的

傷病者の救命効果の向上を目的とした救急高度化整備事業の一環として、救急救命士の養成を進めるもの。

(3) 事業内容

国が定める「消防力の整備指針」の基準を参考とし、救急自動車1台に救急救命士が常時1名以上乗車できるよう計画的に養成している。

今後とも、市民の負託に応えるため継続的に職員を救急救命士養成所へ約6ヶ月間派遣し、国家資格である救急救命士の資格を取得させるもの。

(4) 養成経過及び予定

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
養成人員	2	2	2	3	3

※ 令和4年度は計画数

【分団運営活動費】

3 消防団活性化事業について

[消防局総務課]

(1) 予算額 2,892千円

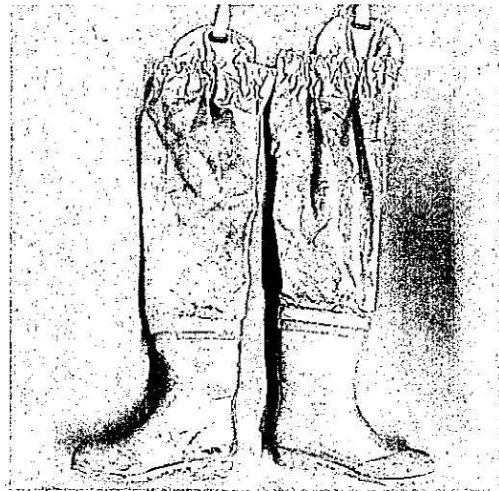
財源内訳	県補助金	1,000千円
	一般財源	1,892千円

(2) 事業目的

平成 23、24 年度の 2 か年で整備した消防団員用防火衣一式（防火帽・上衣・防火用長靴）のうち、防火用長靴の経年劣化が著しいことから、消防団員の災害現場活動の充実と安全確保を図るため、防火用長靴を計画的に更新するもの。

(3) 事業内容

防火用長靴を 2 か年で各分団（88 分団・部）に 5 足ずつ整備する。
（2 か年計画の 2 年目）



防火用長靴

【消防施設整備事業費】

4 富山消防署南部出張所改築事業について

[消防局総務課]

(1) 予算額 20,533千円

財源内訳	市債	14,500千円
	一般財源	6,033千円

(2) 事業目的

富山消防署南部出張所及び富山方面団熊野分団器具置場は築42年が経過し（昭和53年建築）老朽化が著しく、昭和56年以前の庁舎であるため防災拠点としての耐震強度を有しないと推定されることから、改築し防災拠点としての機能の向上を図るもの。

(3) 事業内容

改築のための実施設計を行うもの。

<p>【①南部出張所 現況建物概要】</p> <p>敷地面積:1,524.76㎡ 建物構造:RC造2階建て 建築面積:291.50㎡ 延べ面積:384.05㎡ 1階 車庫、事務室、機械室、仮眠室等 2階 研修室、書庫等 配置車両:3台</p> <p>【②熊野分団器具置場 現況建物概要】</p> <p>建物構造:S造平屋建て 建築面積:72.00㎡ 延べ面積:72.00㎡ 車庫(消防車両1台)、詰所、倉庫</p>	<p>付近見取図</p> <p>富山消防署南部出張所・ 熊野分団器具置場 (悪王寺 20-22)</p>
---	--

※事業計画

令和3年度 実施設計
令和4年度以降 改築工事、解体工事

【消防施設整備事業費】

5 分団器具置場の改築事業について

[消防局総務課]

(1) 予算額 58,159千円

財源内訳	市債	58,100千円
	一般財源	59千円

(2) 事業目的

老朽化が進んでいる地域の防災拠点である分団器具置場を、計画的に建替え整備するもの。

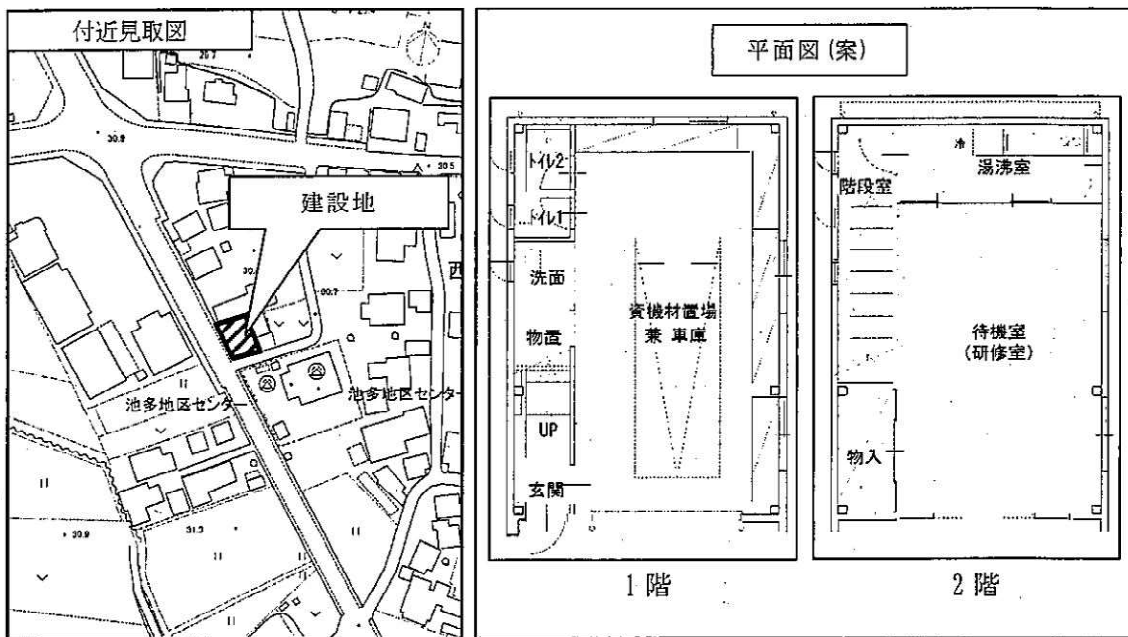
(3) 事業内容

建設工事費等 58,159千円

呉羽方面団池多分団器具置場

(昭和53年11月建築(築42年))

- ・ 設計意図伝達業務 659千円
- ・ 工事請負費(解体費含む) 57,500千円



【消防施設整備事業費】

6 施設等改修修繕事業について

[消防局総務課]

(1) 予算額 10,000千円

〔 財源内訳 国庫補助 10,000千円 〕

(2) 事業目的

婦中消防署の空調設備の一部を改修することで、庁舎の機能維持を図るもの。

婦中消防署：平成7年12月建築(築25年)

(3) 事業内容

空調設備一部更新委託料 10,000千円

事務室及び仮眠室：室内機×15機、室外機×3機更新

【消防水利整備事業費】

7 消防水利整備事業について

[消防局警防課]

(1) 予算額 20,900千円

〔 財源内訳 一般財源 20,900千円 〕

(2) 事業目的

国が示す「消防水利の基準」を指標とし、地域における水利の状況を考慮して、消火栓を設置するもの。

(3) 事業内容

増設 1基

移設 32基

【消防車両等整備事業費】

8 消防車両等購入整備事業について

[消防局警防課]

(1) 予算額 175,271千円

財源内訳	国庫補助	3,700千円
	市債	165,400千円
	一般財源	6,171千円

(2) 事業目的

長年の使用により老朽化している消防車両を更新整備するもの。

(3) 事業内容

- ア. 常備消防車両3台の更新整備
- ・化学消防ポンプ自動車 1台
(婦中消防署)
 - ・高規格救急自動車 2台
(富山北消防署、富山北消防署和合出張所)
- イ. 非常備消防車両3台の更新整備
- ・消防ポンプ自動車 3台
(新保分団、上条分団、福沢分団)

(参考図)

常備消防車両		非常備消防車両
		
化学消防ポンプ自動車	高規格救急自動車	消防ポンプ自動車

【条例案件】

9 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件について

[消防局予防課]

(1) 改正理由（背景）

近年、電気自動車等の需要の増加などを背景として、大容量化した車載電池をより短時間で充電するための、高出力な急速充電設備の普及が見込まれることから、急速充電設備の火災予防に必要な事項に係る条例の制定基準を定めた総務省令^{※1}の一部改正^{※2}が行われた。

このことを受け、『富山市火災予防条例』に規定する急速充電設備の基準等を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

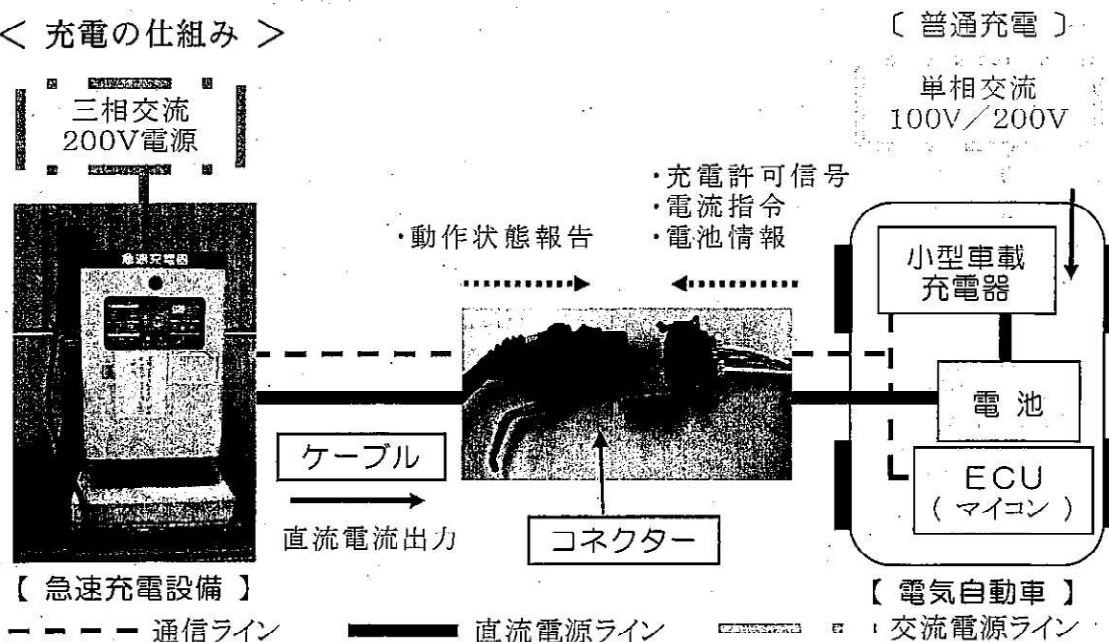
※1 …『対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令』（平成14年 総務省令第24号）

※2 …改正省令(令和2年 総務省令第77号)
公布：令和2年8月27日、施行：令和3年4月1日

(2) 急速充電の概要

電気自動車等への充電方法は、大きく分けて普通充電と急速充電の2つの方法があり、普通充電は、家庭用電源コンセント等から車載の充電器を用いて充電するもので、満充電まで約10から20時間程度の充電時間を要する。急速充電は、専用の急速充電設備で電気自動車等の電池に直流で充電するもので、電池容量や設備の出力により、約15分から1時間程度で充電が完了する。

< 充電の仕組み >



(3) 改正内容

急速充電設備の全出力の上限を引き上げる（50kW⇒200kW）とともに、令和元年度に行われた「全出力50kWを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）での検討結果を踏まえ、出力拡大により、火災予防上、必要とされる位置、構造等に係る基準を追加し、所要の規定の整備を図るもの。

また、全出力50kWを超える急速充電設備を設置しようとする者に消防署への届出を義務付けるもの。

< 追加する主な基準 >

ア 急速充電設備（全出力50kW以下のもの、延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設置する場合は、建築物から3m以上の距離を保つこと。【第18条の2第1項第1号】

イ 電気自動車等に接続する充電用ケーブルのコネクターは、充電操作中の不時の落下を防止する措置を講ずること。

【第18条の2第1項第13号】

ウ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。【第18条の2第1項第14号】

エ 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とすること。

【第18条の2第1項第15号】

オ 蓄電池を内蔵する急速充電設備については、当該蓄電池の温度及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合は、急速充電設備を自動的に停止させること。

【第18条の2第1項第16号】

(4) 施行期日

令和3年4月1日

(5) 経過措置

この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているものについては、これまでの基準を適用する。

【その他の議決案件】

10 財産の無償譲渡について

[消防局警防課]

(1) 趣旨

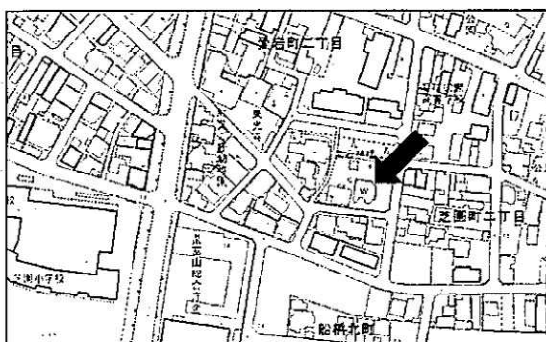
富山市愛宕町二丁目地内の市有地が、神社施設（境内地）として利用されており、日本国憲法の政教分離の原則に反するとみなされるおそれがあることから、管理する宗教法人に土地を無償譲渡するもの。

(2) 無償譲渡する財産の概要

- ア. 名称 愛宕町二丁目地内防火水槽用地
- イ. 所在地 富山市愛宕町二丁目6番2
- ウ. 土地 登記面積 284.99㎡
登記地目 宅地

(3) 譲渡の相手方

富山市愛宕町二丁目6番10号
愛宕神社 代表役員 林 英樹



【その他の議決案件】

1 1 財産の無償譲渡について

[消防局警防課]

(1) 趣旨

富山市婦中町千里地内の市有地が、宗教用施設として利用されており、日本国憲法の政教分離の原則に反するとみなされるおそれがあることから、千里地内の土地を管理する地縁団体に土地を無償譲渡するもの。

(2) 無償譲渡する財産の概要

- ア. 名称 婦中町千里地内防火水槽用地
- イ. 所在地 富山市婦中町千里字石田屋6212番26
- ウ. 土地 登記面積 16.54㎡
登記地目 宅地

(3) 譲渡の相手方

富山市婦中町千里3130
地縁団体ちさと会 代表者 藤井 儀隆

